

2025年 3月 10日

団体名義(人格のない団体等)での口座を開設する際のお願い

平素は津山信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、団体名義（人格のない団体※1、任意団体※2）での口座を開設していただく際は、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっていることを受け、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で求められている確認に加え、下記の書類等をお持ちいただいたうえで、口座開設にかかる審査を実施しております。

お客さまにはお手順をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、預金保険法による保険事故が発生した場合に預金者の皆さまが預金の払戻しや支払いを円滑に受けられるよう、金融機関は、迅速に預金保険法により保護される預金額を確定する必要があります。このため預金保険法は、金融機関に対して口座名義や代表者などのデータを平時から整備することを義務付けています。このことから、当金庫では、預金者データの整備の観点から、**団体の内容が確認できないお客さまについては、団体名義での口座開設のお申し込みを受付いたしかねる場合がございますのでご了承ください。**

※1 人格のない団体とは、社団や財団としての実体を有しているが、法人格のない団体をいいます。

（例：PTA、町内会、マンション管理組合 等）

※2 任意団体とは、それぞれの個人や法人等に帰属する預金を合算して口座を開設するお客様のことをいいます。

（例：旅行積立金、親睦会、JV 等）

<人格のない団体の要件>

- ・団体としての組織を備えていること
- ・多数決の原則が行われていること
- ・構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続していること
- ・その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していること

※下記の必要書類をご提出いただけない場合は、口座開設のお申し込みを受付いたしかねますのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類はコピー（写し）をいただきますので、あらかじめご了承ください。

お持ちいただく書類等※1

- (1) 団体の規約または会則
- (2) 団体の活動実績が分かる資料（総会招集通知・会合の案内・事業計画書等）
- (3) 団体の総会議事録（設立から間もない場合は設立総会議事録をご提出下さい）
- (4) 団体の収支報告書（第1回決算未到来の場合、設立総会で承認された予算書をご提出下さい）
- (5) 許認可証等（行政機関の許認可・届出・登録等が必要な活動の場合）
- (6) 設立年月日がわかる書類（団体の規約等に記載がない場合）
- (7) 口座に設定する代表者様の本人確認書類（運転免許証等、顔写真付きの証明書類）※2
- (8) ご来店者様の本人確認書類（運転免許証等、顔写真付きの証明書類）
- (9) 団体の役員名簿
- (10) 任意団体の場合、構成員名簿（各構成員の氏名、住所、連絡先の記載があるもの）

※1 手続きの内容またはご来店される方によって、必要な書類は異なります。

※2 口座開設は、原則、預金口座の代表者ご本人さまによるお手続きをお願いしております。

留意事項

・口座名義

規約または会則に記載の名義とさせていただきます。

・口座の代表者

規約または会則、総会議事録に記載の団体の代表者の方を、預金口座の代表者とさせていただきます。

・審査期間

お申込内容の確認のため1週間程度のお時間をいただく場合があります。審査の結果、口座開設をお断りすることがあります

・手数料

口座開設を行う場合、金庫所定の手数料をいただきます。

・お取引に必要なお客さまに関する情報やお取引の目的などに対する定期的な確認への協力をお願い致します。

以上